

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年三月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十八年二月四日

指令川建セ第二七〇〇四三一号

二 検査済証番号

平成二十八年二月二十六日

川建セ第二七〇〇九一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町月の輪七丁目二十番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町月の輪七丁目二十番地一

高坂 省吾、高坂 純子